

消費生活モニター会議録

平成19年1月16日
10時から 401会議室

出席／新倉、田中、伊澤、横路、野口

欠席／小向、有田、齊藤、小松崎

傍聴者／0人

1 計量モニターの感想（参加者）

- ・1ヶ月間指定項目について計量しました。子どもと一緒に楽しく出来ました。ほとんどのものは記載どおりでしたが、表示より-5gの肉があった。基準内だが何度か同じように-のものがあ、気になった。しかし、近所なのでつい利用してしまう。
- ・スタートする前は、負担になると感じたが、馴れてくるとそんなに負担にはならなかった。1点だけ少し量が少ない商品があった。ほとんど近所で購入したものが多かったですが、出来れば、対面販売などで購入したのも計測できれば良かった。

2 年間テーマ「防犯について」

冊子を作成するため原稿担当を決める

冊子の目次例（参考）

テーマ 防犯について

はじめに

- (1) 消費生活モニターとは
- (2) 消費生活モニター活動記録
- (3) ○防犯について概要
- (4) ○和光市の犯罪事例
- (5) ○どうしたら防げるのか
- (6) ○その他の犯罪

- (7) 講演会「防犯について」 6月20日(火)開催
朝霞警察生活居安全課 山本講師
和光市役所くらし安全課 田中講師
- (8) 消費生活合同研修会 7月11日(火)開催
 - ・トステムショールーム東京
 - ・東京都中央卸売市場築地市場
- (9) 警視庁本部見学会感想 2月20日(火)開催
- (10) 計量モニターへ参加して
- (11) 消費生活展 11月12日(日)開催
まとめ・あとがき
- (12) 消費生活モニターとして各自感想

・(1)~(12)を参考に3月の定例会にて担当わけを行います。

3 広報わこう「消費者のまど」より

購入当初から不具合のある車

*家電製品と違い基本的に新車の品質や機能等に不具合があっても、車両交換ではなく、修理して正常な状態に回復させることにより問題の解決に当たるのが原則となっている。これは、新車購入に伴い税金などの諸費用がかかり、しかも、いったん登録した新車は中古車になり大きな価格差発生し、経済的負担が大きくなるためです。

- ・車や家電はあたりはずれがあるといわれている。
- ・同じ車でも、エンジンが国内製と海外製でぜんぜん違っている車がありました。
- ・新製品よりもモデルチェンジ前の方が壊れにくいといわれている。

4 警視庁見学について

☆次回の定例会は、警視庁へ視察研修となります。

日時：2月20日(火)9時50分集合

集合場所：和光市駅改札口

目的地：東京都千代田区霞が関2丁目1番1号

警視庁本部

有楽町線桜田門駅下車 4番出口 徒歩1分

(交通費 540 円は実費となります)

*当日欠席される方は、2月9日(金)までに欠席の連絡をお願いいたします。

また、参加者の方は警視庁に住所、氏名、電話番号、生年月日を記載した名簿を提出しますので、ご了承ください。

見学後は、現地解散となります。(12時解散予定)

5 係りからのお知らせ(各講座のお知らせ)

(1) 薬のあんしん安全出前講座(平成18年度第2回消費者団体懇談会主催講演会)

「正しい薬の使い方について」

2月8日(木) 10:00

市役所6階 602会議室

*くすりのことで疑問に思っていることが聞けますので、是非とも参加願います。

(2) 19年度モニター継続、地域相談員委嘱について

*皆さんの継続をお願いしておりますが、もし諸事情等で継続が難しい方は、2月中に、担当までご連絡願います。来年度も同様に開催いたします。また、3年目の方は、地域相談員に委嘱をお願いする場合があります。

(3) 暮らしのカレッジ受講生募集

(別紙参照)

1月29日(月) 10:00 「さいごの贈り物」～遺言・相続の基礎知識～

13:00 「高齢者の悪質商法被害を防ぐには」～みんなで見守るお年寄り～

1月30日(火) 10:00 「キャッシュカード取引の仕組みとセキュリティ」

～金融犯罪に巻き込まれないために～

13:00 「幼い子どもの事故、どう防ぐ?」～家の中にあるキケン～

希望者は1/23日までに埼玉県消費生活支援センター川越まで 048-249-4751

(4) 暮らしのレポート1・2月号

マルチ商法、MLMについて

*MLMとは、マルチレベルマーケティングの略。

儲かるのは上層部、ほんの一握りの人間だけで、ほとんどの人は気力もお金も使い果たしてしまう。契約した後も20日以内ならクーリング・オフ可能

- ・有名な組織で商品を勧められたが、商品が高い。
- ・余計な広告費をかけず、口コミで販売するので、その分品が良いと販売者は言っていた。
- ・マージンがかかるので、当然高くなる。
- ・物はいいので使う人もいる。
- ・よく考えて納得すれば契約すればよいのでは。
- ・数年ごとに新しいマルチをはじめて、荒稼ぎしているグループがいるらしい。

(5) 確定申告について

*確定申告をすることによって、税金の還付がありますので、各自手続願います。

平成18年1月～12月分のモニター報酬の源泉徴収票がまもなく届くと思いますので、それを利用して、確定申告の還付請求手続を行ってください。

2月16日～3月15日であれば和光市役所で手続できます。

6 今後の定例会予定

3月定例会 3月13日(火) 午前10時～12時 401会議室

7 その他(モニターが見たこと聞いたこと)

- ・駅前でヘアコンテストのモデルにスカウトされたが、怪しいので断りました。
- ・和光市民まつりや農業祭に来場したところ、芸能プロダクションと名乗る人から子どもがスカウトされたと言う話を聞いた。実際にTVに出演した子どももいるようだが、登録しただけで何の音沙汰も無い人も多いらしい。
実際にスカウトされた人の話だと、名簿への登録料など、お金がかかるとのこと。まずお金の話をされて怪しいと断った人もいるが、登録してしまった人もいる。

*全てのスカウトが悪質であるとは言えませんが、良く考えてから契約しましょう。

☆ 渡辺相談員の勤務日は、水曜日です。

※ 欠席の時は、必ずご連絡ください。

464-1111 内線2356 担当 川畑、白川